

学

校再編準備委員会

だより (PTA部会)

再編準備委員会第6回PTA部会を開催しました

開催日時：令和8年3月17日（火）19時00分から19時30分

開催場所：山田公民館 大会議室

概要：新PTA会則について協議を行いました。

【新PTA会則について】

(前回の協議の確認)

「会計」「役員」「役員を選出」「会計監査委員」について取りまとめ、協議した内容を再確認し、修正なしとなりました。また、以前に協議した「会員」の項目について、修正があったため、併せて再確認を行い、以下の通りといたしました。

第●章 会 員

第●条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 玉野東中学校生徒の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 玉野東中学校の教職員。
- 3 本会の趣旨に賛同するもの。

ただし、第3号に該当する者の入会は代表役員の承認を必要とする。

第●条 会員はすべて玉野市PTA連合会の会員となる。

※「三役員」を置かないため、「代表役員」に置き換えています。

(今回の協議結果)

引き続き、会則の「委員」「委員会」の項目について、2中学校の会則及び全国PTA連絡協議会の公開資料を参考に協議を行い、以下の通りとなりました。

○項目「委員」について

「委員」については、現時点で、2校とも総務部や厚生部などの委員活動は実施はしておらず、組織としても存在しないため、この項目については削除することとしました。

○項目「委員会」について

「委員会」については、2校とも学級委員会を設置していることや、学年単位の活動や学校行事への強力など活動することがあるので、継続して存続することとしました。

協議結果は、以下の通りとなりました。

第●章（委員会）

第●条 本会に、各学級・学年単位で行う活動を円滑にするため学級委員会を設け、代表役員が委嘱する。

第●条 学級委員会は主として次の活動を行う。

- 1 各学級・学年単位で活動する事業に関すること。
- 2 その他学校行事への協力援助に関すること。

第●条 本会は、特別な案件について必要と認めるときは、代表役員会にはかって特別委員会を設けることができる。特別委員会は、その任務が終了したとき解散する。

○項目「会議」について

「会議」については、総会や代表役員会の開催を実施するための項目として協議をしました。協議結果は、以下の通りとなりました。

第●章（会 議）

第●条 本会の会議は、総会、代表役員会とし、その議決は出席者の過半数の同意によるものとする。

第●条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関で、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しないものとする。

第●条 総会は定期総会および臨時総会とし、書面開催とする。ただし、必要に応じて対面で開催する。定期総会は春季に開催する。

臨時総会は代表役員会の必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第●条 代表役員会は総会に次ぐ議決機関で、次の業務を行う。

- 1 総会に提案する議案を審査調整すること。
- 2 その他、本会の活動に必要な事項。

（継続協議）

前回に引き続き「会計」の会費については、会費の額を算出するため継続協議といたしました。

学校再編に関する情報は、市のホームページで確認できます。

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/kyouiku/50734.html>

市民センターでも閲覧できます。

